

令和 6 年度随意契約一覧表【福祉部】

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
広域福祉課	令和7年度 介護保険事業者及び障害福祉サービス指定事業者等管理システム保守業務	令和7年2月14日	株式会社アスピラント	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	528,000	介護保険事業者及び障害福祉サービス指定事業者等管理システムにかかる保守業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。
障がい福祉課	障害者福祉システム令和7年4月制度改正対応業務	令和7年3月12日	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日	7,535,000	本メンテナンス契約は、システムを安定運用するために定例会等による情報共有、業務運用上のQ&Aの受付対応、システム環境管理、システム修正情報の提供及びシステム異常時の対応等を行うものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同社と契約を締結するのが最適であるため。
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者基幹相談支援センター業務（いずみ野福祉会）	令和7年3月31日	社会福祉法人いずみ野福祉会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	15,950,000	この事業は、障がい者等の自立した生活を支援するため、相談対応や情報提供、権利擁護などを行うもので、富田林市地域生活支援事業実施規則に基づき実施します。各圏域に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核を担います。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は富田林市相談支援事業実施要綱第3条第2項により、指定を受けた者に委託可能とされています。当該事業所は特定相談支援事業の指定を受けており、適切な運営が可能と認められることから、特命随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市地域活動支援センター業務	令和7年3月31日	特定非営利活動法人あい	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	12,300,000	この事業は、障がい者に創作的・生産的活動の機会や社会との交流の場を提供し、地域での自立生活を支援することを目的としています。 Ⅲ型では、これらの活動の提供と社会交流の促進が要件とされています。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は実施要綱第3条第2項に基づき適切な法人に委託可能とされており、利用者の障がい特性上、環境変化による不安定化の懸念があります。本法人は平成19年より継続的に当該事業を担い、対象者に配慮した安定運営が可能であることから、特命随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者基幹相談支援センター業務（四天王寺福祉事業団）	令和7年3月31日	四天王寺福祉事業団	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	15,950,000	この事業は、障がい者等の自立した生活を支援するため、相談対応や情報提供、権利擁護などを行うもので、富田林市地域生活支援事業実施規則に基づき実施します。各圏域に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核を担います。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は富田林市相談支援事業実施要綱第3条第2項により、指定を受けた者に委託可能とされています。当該事業所は特定相談支援事業の指定を受けており、適切な運営が可能と認められることから、特命随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者基幹相談支援センター業務（聖徳園）	令和7年3月31日	社会福祉法人聖徳園	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	15,950,000	この事業は、障がい者等の自立した生活を支援するため、相談対応や情報提供、権利擁護などを行うもので、富田林市地域生活支援事業実施規則に基づき実施します。各圏域に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核を担います。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は富田林市相談支援事業実施要綱第3条第2項により、指定を受けた者に委託可能とされています。当該事業所は特定相談支援事業の指定を受けており、適切な運営が可能と認められることから、特命随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者基幹相談支援センター事業機能強化業務（いずみ野福祉会）	令和7年3月31日	社会福祉法人いずみ野福祉会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	6,050,000	相談支援事業は、障がい者等の自立した生活を支援するため、相談対応や情報提供、権利擁護等を行うもので、富田林市規則に基づき実施します。基幹相談支援センターの機能強化として、支援者への指導・助言や連携促進、人材育成等を行うものです。 また、相談支援事業の他、障がい者地域自立支援協議会の会議・部会を運営し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関の連携強化、包括的かつ予防的なシステムづくりを進めていきます。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は富田林市相談支援事業実施要綱第3条第2項により、指定を受けた者に委託可能とされています。当該事業所は特定相談支援事業の指定を受けており、適切な運営が可能と認められることから、特命随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者基幹相談支援センター事業機能強化業務（四天王寺福祉事業団）	令和7年3月31日	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	6,050,000	相談支援事業は、障がい者等の自立した生活を支援するため、相談対応や情報提供、権利擁護等を行うもので、富田林市規則に基づき実施します。基幹相談支援センターの機能強化として、支援者への指導・助言や連携促進、人材育成等を行うものです。 また、相談支援事業の他、障がい者地域自立支援協議会の会議・部会を運営し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関の連携強化、包括的かつ予防的なシステムづくりを進めていきます。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は富田林市相談支援事業実施要綱第3条第2項により、指定を受けた者に委託可能とされています。当該事業所は特定相談支援事業の指定を受けており、適切な運営が可能と認められることから、特命随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者相談支援業務	令和7年3月31日	特定非営利活動法人あい	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	5,265,700	この事業は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことや、権利擁護のために必要な援助、その他必要な支援を行うことを目的に、富田林市地域生活支援事業実施規則に掲げる事業として実施するものです。 障がい者が地域で安心して暮らしている体制づくりに向け、障がい者相談支援センターを設置し、障がい者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は富田林市相談支援事業実施要綱第3条第2項により、指定を受けた者に委託可能とされています。事業の対象者である障がい者においては、その障がい特性上、担当者変更等の環境変化により不安定となるおそれがあり、平成19年度より本業務を継続し良好な実績を有する本法人との特命随意契約を希望するものです。

令和6年度随意契約一覧表【福祉部】

令和7年1月1日から令和7年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者基幹相談支援センター事業機能強化業務（聖徳園）	令和7年3月31日	社会福祉法人聖徳園	令和7年4月1日～令和8年3月31日	6,050,000	相談支援事業は、障がい者等の自立した生活を支援するため、相談対応や情報提供、権利擁護等を行うもので、富田林市規則に基づき実施します。基幹相談支援センターの機能強化として、支援者への指導・助言や連携促進、人材育成等を行うものです。 また、相談支援事業の他、障がい者地域自立支援協議会の会議・部会を運営し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関の連携強化、包括的かつ予防的なシステムづくりを進めていきます。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は富田林市相談支援事業実施要綱第3条第2項により、指定を受けた者に委託可能とされています。当該事業所は特定相談支援事業の指定を受けており、適切な運営が可能と認められることから、特命随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者グループホーム移行支援業務	令和7年3月31日	社会福祉法人いずみ野福祉会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	2,100,000	国が障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備えた「地域生活支援拠点等」に求める5つの機能は、①相談、②緊急対応、③体験の場、④専門人材の育成、⑤地域体制の整備です。 本事業は、平成21年度から富田林市・河内長野市・大阪狭山市の3市で共同実施してきたもので、平成29年度から「地域生活支援拠点等」として再構築しました。特に③体験の場として、障がい者の自立やグループホームへの移行を支援しており、河内長野市と連携して実施しています。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本法人は、富田林市内において平成14年から施設入所と生活介護などの施設サービスを始め、その後グループホームの開設、指定特定相談支援事業などを実施し、令和3年度からは本市の基幹相談支援センターを受託しています。 これらの実績を踏まえ、特命随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市地域生活支援コーディネーター業務	令和7年3月31日	社会福祉法人いずみ野福祉会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	2,047,096	国の指針においては、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えた「地域生活支援拠点等」を各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備することとされています。 国が拠点に求める必要な5つの機能としては「①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり」があり、平成21年度より、富田林市、河内長野市、大阪狭山市（以下、「3市」という。）で共同実施してきた本事業を、平成29年度より地域生活支援拠点等として位置づけ、再構築しました。 本事業は、上記⑤「地域の体制づくり」機能として、コーディネーターを配置し、緊急時における相談支援、グループホームの体験利用調整、ネットワークの確保等を行い、地域で安心して暮らしていける仕組みを構築するものです。なお、平成31年4月からは、本事業を南河内南圏域6市町村で共同実施しています。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業では、緊急時を想定して24時間体制での対応と受け入れ先の確保が求められ、本法人は、富田林市内において平成14年から施設入所などの障がい福祉サービスを「自律センターつじやま」において運営しています。コーディネーターが配置されている本施設は関係市町村のほぼ中央に位置しており、緊急時の対応でノウハウを蓄積しており、これまでの実績は関係市町村から高く評価されているため、特命随意契約をするものです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者相談支援業務	令和7年3月31日	社会福祉法人桃花塾	令和7年4月1日～令和8年3月31日	2,678,500	この事業は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことや、権利擁護のために必要な援助、その他必要な支援を行うことを目的に、富田林市地域生活支援事業実施規則に掲げる事業として実施するものです。 障がい者が地域で安心して暮らしていける体制づくりに向け、障がい者相談支援センターを設置し、障がい者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	富田林市相談支援事業実施要綱の第3条第2項において「市長は、事業の全部又は一部を、適切に運営を行うことができると認める特定相談支援事業等の指定を受けた者に委託することができる。」と規定されています。 事業の対象者である障がい者においては、その障がい特性上担当者の変更などの環境の変化により不安定になる場合があります。本法人は平成18年度よりこの業務を実施し、良好な活動実績があるためです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市地域活動支援センター業務	令和7年3月31日	特定非営利活動法人一步の会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	7,800,000	この事業は、障がい者に創作的・生産的活動の機会や社会との交流の場を提供し、地域での自立生活を支援することを目的としています。 Ⅲ型では、これらの活動の提供と社会交流の促進が要件とされています。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は実施要綱第3条第2項に基づき適切な法人に委託可能とされており、利用者の障がい特性上、環境変化による不安定化の懸念があります。本法人は昭和58年より継続的に当該事業を担い、対象者に配慮した安定運営が可能であることから、特命随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい児（者）ライフサポート推進業務	令和7年3月31日	特定非営利活動法人ハッピーまどか	令和7年4月1日～令和8年3月31日	6,148,800	障がい児（者）の通学・通所のサポートや24時間体制を含めた緊急・突発的な状況に対する受け入れ態勢が非常に困難になっている現状から、自宅に近い場所で生活支援を行い、保護者の就労保障及び病気療養等や障がい児（者）の地域生活支援の推進を図ります。 サービスの内容としては、事業所や支援学校への通所・通学、バス停までの送迎、事業所での緊急時の宿泊支援等利用者のニーズにあったきめ細やかなサービスを提供します。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本法人は、事業開始当初に「障がい児（者）ライフサポート推進事業委託事業者選定委員会」において委託事業者として決定され、平成21年度から当事業を実施しています。 また、当事業者は地域生活支援事業の移動支援事業および日中一時支援の登録事業者であり、障がい者（児）の支援において十分な実績もあり、加えて、利用者の障がい特性によっては、環境の変化で不安定になる場合があるため、本法人による継続的な運営が望ましいものと考えます。
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者相談支援業務	令和7年3月31日	特定非営利活動法人次世代育成・少子化対策研究会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	2,659,800	この事業は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことや、権利擁護のために必要な援助、その他必要な支援を行うことを目的に、富田林市地域生活支援事業実施規則に掲げる事業として実施するものです。 障がい者が地域で安心して暮らしていける体制づくりに向け、障がい者相談支援センターを設置し、障がい者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	富田林市相談支援事業実施要綱の第3条第2項において「市長は、事業の全部又は一部を、適切に運営を行うことができると認める特定相談支援事業等の指定を受けた者に委託することができる。」と規定されています。 事業の対象者である障がい者においては、その障がい特性上担当者の変更などの環境の変化により不安定になる場合があります。本法人は平成18年度よりこの業務を実施し、良好な活動実績があるためです。

令和 6 年度随意契約一覧表【福祉部】

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
障がい福祉課	令和7年度富田林市障がい者レクリエーション等活動支援業務	令和7年3月31日	特定非営利活動法人一步の会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,200,000	本業務は富田林市地域生活支援事業実施規則（平成18年富田林市規則第43号）第2条に規定する社会参加促進事業として、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するためのレクリエーション等活動の実施に関して必要な事項を定め、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備及び支援を行うことを目的とする。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	事業の対象者である障がい者においては、その障がい特性上担当者の変更などの環境の変化により不安定になる場合があります。 この法人は、昭和58年から知的障がいを対象とした小規模作業所を運営し、平成29年度からは同事業を実施してきた実績があります。地域の余暇活動の拠点として重要な役割を担っており、当該業務を実施していくのに適切と考えます。
増進型地域福祉課	富田林市物価高騰対応低所得世帯支援給付金事業支援業務	令和7年1月7日	キャリアリンク株式会社	令和7年1月8日 ～ 令和7年3月31日	16,963,100	令和6年12月13日時点における本市住民であって、令和6年度の個人住民税において住民税均等割非課税となる世帯の世帯主に3万円、そのうち18歳以下の児童と生計を同一にする世帯には、さらに子ども一人当たり2万円を加算して支給する事業を円滑に実施する。 業務内容はコールセンターや窓口の設置、申請書類の印刷・封入封緘、システムの調達・運用、書類の申請交付から審査等を行うもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	国から給付金事業の早期実施が求められており、準備期間の都合上、競争入札に付す時間的余裕がありません。見積比較の結果、最も安価で早期対応が可能であり、過去に類似業務の実績もある同社との特命随意契約を希望するものです。
増進型地域福祉課	令和7年度 富田林市子どもの学習支援事業業務	令和7年3月25日	一般社団法人寺子屋とんだばやし	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	14,426,102	生活困窮世帯の子どもに対して学習支援等を実施し、子どもの学力向上と社会性及び自立を育むことにより、将来的な自立の素地を高めることを目的に、次の業務を実施する。 （1）学習支援（2）居場所の提供（3）進路相談等 （4）高校中退防止のための支援（5）保護者に対する養育支援（6）その他市長が必要と認める支援 ①家庭訪問による親への支援も含めた子どもの自立に資する支援 ②地域共生社会の観点に立った包括的な支援 ③その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は、生活困窮世帯の中学生等に対して学習の支援等を実施するもので、勉強のみならず、家庭問題等の福祉面での対応等も必要であり、効果的かつ効率的な実施のためには、専門性、経験等が不可欠です。平成26年度に公募型プロポーザル方式により本事業者を選定し、随意契約を締結して以降、令和6年度までの本事業の実施についても本事業者は適切に事業を実施しており、実績も評価できることから、随意契約を行うものです。
増進型地域福祉課	富田林市専門職派遣事業業務	令和7年3月31日	大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪社会福祉士会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,207,000	社会福祉法第106条の4第2項第5号の規定に基づき、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担及び支援の方向性の整理など、支援者を支援する。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業において、専門職の派遣により、支援チームに対する専門的見地からの適切な情報提供や助言を行うことができる事業者は他にはなく、随意契約を行うものです。
増進型地域福祉課	新たな給付金対応業務	令和7年2月3日	日本電子計算株式会社大阪支店	令和7年2月4日 ～ 令和7年3月31日	1,320,000	物価高騰対応低所得世帯支援給付金のシステムと基幹系システムとの連携を図るためのプログラムの作成を行う。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	相手方は基幹系システムの開発業者かつ著作権を有する業者であり、他社が保守・改修等を行うことができないため。